

静医発第 2070 号

令和 3 年 1 月 14 日

郡市医師会長 様

一般社団法人静岡県医師会

会 長 紀 平 幸



押印を求める手続の見直し等のための
厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について

日頃、本会会務運営には格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本医師会副会長より別添のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

これは、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「原則として全体的見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行されたものです。

これにより、整理省令において、厚生労働省関係省令に定められた様式のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄が削除等されることとなりました。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、管下会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本会ウェブサイト会員専用ページに掲載する予定でありますことを申し添えます。

(法安116)(地465)(健Ⅰ209)(健Ⅱ412)
(保303)(介175)(生101)(税経32)
令和3年1月6日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
副会長 今村 聡
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための
厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について

今般、厚生労働省各局・課より各都道府県衛生主管部(局)宛に、標記の通知が発出され、本会各部局に対しても会員への周知方依頼がありましたので、現時点で本会にて受領済みのものを一括してお送り申し上げます。

本件は、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全体的見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な事項を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。)が公布・施行されたものです。

これにより、当該整理省令において、厚生労働省関係省令に定められた様式ならびに既存の通達等において定めている様式のうち、国民や事業所等に押印を求めているものについては、当該押印欄が削除等されることとなりました。

なお、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)第4号書式の死亡診断書(死体検案書)、歯科医師法施行規則(昭和23年厚生省令第48号)第4号書式の死亡診断書は、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続の見直しに伴い、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名(電子署名を含む。)によることとするとされております。

ただし、すでに「記名・押印」により作成された死亡診断書(死体検案書)については、当面の間、遺族が区市町村役場に死亡届とともに提出する添付書類としては有効とする取扱いがなされる旨が、医政局医事課より各自治体向けに事務連絡がなされております(別添資料A関係)。

整理省令の改正内容や既存の通達等の取扱い等については、下記及び添付のとおりとなりますので、貴会におかれましても本件について御了知いただき、管下会員への周知方にご高配いただきますとともに、個々の通達内容についてご不明の点などは、以下の各項目ごとに明記いたしました本会担当課までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、今後、本通知以降に、押印廃止に関する同種通知が関係当局から本会宛てに送付された場合には、可能な限りとりまとめ、整理をしたうえで、貴会宛てに情報提供をさせていただきます。ご了承ください。

【別添資料一覧】

A 医政局関係 (1 ～38)

【担当：地域医療課、医事法・医療安全課、生涯教育課】

- ・日医宛て事務連絡
- ・医政発1225第1号 令和2年12月25日付 医政局長通達
 - 別添1 整理省令により改正する厚生労働省令・様式一覧(医政局部分抜粋)
 - 別添2 改正する医政局長通達一覧
 - 別添3 改正する医政局課室長通達一覧
- ・令和3年1月6日付 医政局医事課 事務連絡
「死亡診断書(死体検案書)の押印廃止に係る当面の取扱いについて」
- ・医政発1225第13号 令和2年12月25日付 医政局長通達(麻酔科標榜許可関係)

(参考) 厚生労働省ホームページ

押印を求める手続きの見直し等について (医政局所管手続関係)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15544.html

B 保険局関係 (39 ～ 78)

【担当：医療保険課】

- ・日医宛て事務連絡
- ・保発1225第8号 令和2年12月25日付 保険局長通達

C 老健局関係 (79 ～ 138)

【担当：介護保険課】

- ・日医宛て事務連絡
- ・老発1225第3号 令和2年12月25日 老健局長通達
- ・老総発1225第2号ほか 令和2年12月25日付 老健局総務課長他通達
- ・令和2年12月25日付 老健局総務課長他 事務連絡

D 健康局関係 (139 ～ 141)

【担当：健康医療第2課】

- ・健発1225号第3号 令和2年12月25日付 健康局長通達

E 医薬・生活衛生局(医薬品)関係 (142 ～ 147)

【担当：薬務対策室】

- ・薬生総発1225第2号 令和2年12月25日付 総務課長通達
- ・薬生発1225第3号 令和2年12月25日付 医薬・生活衛生局長通達

F 医薬・生活衛生局(食品)関係 (148 ～ 156)

【担当：健康医療第2課】

- ・薬生食基発1225第1号・生食監発1225第4号 令和2年12月25日付
医薬・生活衛生局食品基準審査課長・食品監視安全課長 通達
- ・生食発1225第9号 令和2年12月25日付 厚労省大臣官房生活衛生・食品安全
審議官より関係団体宛通達

- G 医政局研究開発振興課(再生医療)関係 (157～210) 【担当：生涯教育課】
・日医宛事務連絡
・別紙 研究開発振興課 12月25日付 事務連絡
・参考 「再生医療等提供計画等の記載要領等について」
- H 医政局研究開発振興課(臨床研究)関係 (211～241) 【担当：生涯教育課】
・日医宛事務連絡
・別紙 「臨床研究法の統一書式について」
- I 医政局総務課(国税関係手続)関係 (242～248) 【担当：医業経営支援課】
・日医あて事務連絡
・医政総発1225第1号・障企発1225第4号・老総発1225第1号・保総発1225第1号 各課長通達
- J 社会・援護局関係 (249～266) 【担当：介護保険課、健康医療第2課】
・子発1225第1号・社援発第4号・老発1225第2号 令和2年12月25日付
子ども家庭局長、社会援護局長、老健局長通達
- K 社会・援護局障害保健福祉部関係 (267～294) 【担当：健康医療第2課】
・障発1225第3号 令和2年12月25日付 障害保健福祉部長通達
・障発1225第1号 令和2年12月25日付 障害保健福祉部長通達
・障企発1225第1号、障障発1225第1号、障精発1225第1号 令和2年12月25日付
障害保健福祉部 企画課長、障害福祉課長、精神・障害保健課長通達
- L 政策統括官(出生証明書)関係 (295～303) 【担当：健康医療第2課】
・政統発1225第4号 令和2年12月25日 政策統括官通達
「出生証明書の様式等を定める省令の一部改正について(通知)」
- M 労働基準局関係 (304～323) 【担当：健康医療第1課】
・基発1225第5号 令和2年12月25日付 労働基準局長通達
・基発1225第1号 令和2年12月25日付 労働基準局長通達
- N 文部科学省初等中等教育局(学校保健)関係 (324～336) 【担当：健康医療第1課】
・日医宛て事務連絡(令和3年1月6日付)
・2文科初第1188号 令和2年11月13日付 文科省初等中等教育局長通達

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を
改正する省令の施行等について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生
主管部（局）あてに送付いたしました。貴団体におかれては、内容について
御了知いただくとともに、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し
上げます。

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局長
〔 公 印 省 略 〕

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を
改正する省令の施行等について

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「整理省令」という。）が本日公布・施行されたところである。

（※）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

整理省令において、厚生労働省関係省令に定められた様式のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄を削除等することとした。

これと併せ、既存の通達等において定めている様式のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄を削除等することとする。

整理省令の改正内容や既存の通達等の取扱い等については下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 整理省令の改正について

整理省令による改正後の厚生労働省関係省令のうち、医政局が所管する厚生労働省

令及び改正する様式の一覧については別添1のとおりである。

なお、整理省令には、既に使用されている改正前の様式については改正後の様式によるものとみなし、既に配布されている改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる経過措置が設けられている。

また、整理省令の官報及び別添1に掲載された改正後の様式については、大部に渡るため厚生労働省HPより確認されたい。

※医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第4号書式の死亡診断書（死体検案書）、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第4号書式の死亡診断書は、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続きの見直しに伴い、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名（電子署名を含む。）によることとする。

（厚生労働省HP）押印を求める手続きの見直し等について（医政局所管手続関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15544.html

第2 既存の通達等の取扱いについて

これまでに医政局から発出した医政局長通達及び医政局課室長通達で定めている様式等のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄を削除するとともに、整理省令と同様の経過措置を設けることとする。また、併せて所要の改正を行う。

改正する医政局長通達及び改正対象の様式等の一覧は別添2、改正する医政局課室長通達及び改正対象の様式等の一覧は別添3のとおりである。

なお、別添2及び別添3に掲載された通達について、改正後の通達・様式については、大部に渡るため厚生労働省HPより確認されたい。

（厚生労働省HP）押印を求める手続きの見直し等について（医政局所管手続関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15544.html

第3 地方公共団体における手続きの取扱いについて

「地方公共団体における押印廃止マニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け府政経シ第631号規制改革・行政改革担当大臣通知）（以下URL）のとおり、地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考として、見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示したマニュアルが策定されたところであるが、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続きのうち、医政局が所管する法令や通達等で申請方法や様式を定めていないものであって、当該様式等において国民や事業

者等に押印を求めている手続きについても、今般の改正趣旨を踏まえ、当該様式等から押印欄を削除されたい。

○「地方公共団体における押印廃止マニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け府政経シ第631号規制改革・行政改革担当大臣通知）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

（添付内容）

【別添1】整理省令により改正する厚生労働省令・様式一覧（医政局部分抜粋）

【別添2】改正する医政局長通達一覧

【別添3】改正する医政局課室長通達一覧

【別添1】整理省令により改正する厚生労働省令・様式一覧（医政局部分抜粋）

項番	改正様式・書式	様式・書式名	担当課
医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)			
1	第1号書式	医師免許申請書	医事課
2	第2号の2書式	再教育研修修了登録証申請書	医事課
3	第2号の3書式	再教育研修修了登録証書換交付申請書	医事課
4	第2号の4書式	再教育研修修了登録証再交付申請書	医事課
5	第3号書式	医師国家試験(医師国家試験予備試験)願書	医事課
6	第4号書式	死亡診断書(死体検案書)	医事課
歯科医師法施行規則(昭和23年厚生省令第48号)			
7	第1号書式	歯科医師免許申請書	歯科保健課
8	第2号の2書式	再教育研修修了登録証申請書	歯科保健課
9	第2号の3書式	再教育研修修了登録証書換交付申請書	歯科保健課
10	第2号の4書式	再教育研修修了登録証再交付申請書	歯科保健課
11	第3号書式	歯科医師国家試験(歯科医師国家試験予備試験)願書	歯科保健課
12	第4号書式	死亡診断書(死体検案書)	歯科保健課
医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)			
13	附則様式第1	経過措置医療法人の移行計画認定申請書	医療経営支援課
14	附則様式第2	経過措置医療法人の移行計画	医療経営支援課
15	附則様式第4	認定医療法人の移行計画変更認定申請書	医療経営支援課
16	附則様式第5	認定医療法人の実施状況報告書	医療経営支援課
17	附則様式第7	認定医療法人の出資持分の放棄申出書	医療経営支援課
18	附則様式第8	認定医療法人の運営の状況報告書	医療経営支援課
19	別記様式第1の3	社会医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書	医療経営支援課
20	別記様式第1の4	地域医療連携推進法人認定申請書	医療経営支援課
死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号)			
21	第1号書式	死亡の事実を証明する書類	医事課
22	第2号書式	解剖に関する遺族の承諾書	医事課
23	第3号書式	遺族の諾否確認不能証明書	医事課
24	第4号書式	死体解剖資格認定申請書	医事課
25	第5号書式	解剖経験証明書	医事課
26	第6号書式	解剖用死体(死胎)交付申請書	医事課
診療放射線技師法施行規則(昭和26年厚生省令第33号)			
27	第1号書式	診療放射線技師免許申請書	医事課
28	第2号書式の2	診療放射線技師免許証書再交付申請書	医事課
29	第3号書式	診療放射線技師国家試験願書	医事課
保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)			
30	第1号様式	保健師免許申請書	看護課
31	第1号の2様式	助産師免許申請書	看護課
32	第1号の3様式	看護師免許申請書	看護課
33	第2号様式	保健師(助産師、看護師)国家試験願書	看護課
歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)			
34	様式第1号	歯科技工士免許申請書	歯科保健課
35	様式第1号の2	歯科技工士名簿訂正・免許証書換え交付申請書	歯科保健課
36	様式第2号	歯科技工士免許証再交付申請書	歯科保健課
37	様式第4号	歯科技工士国家試験受験願書	歯科保健課
臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)			

項番	改正様式・書式	様式・書式名	担当課
38	様式第1	臨床検査技師免許申請書	医事課
39	様式第4	臨床検査技師免許証再交付申請書	医事課
40	様式第5	臨床検査技師国家試験願書	医事課
41	様式第6	衛生検査所登録申請書	計画課
42	様式第7	衛生検査所登録変更申請書	計画課
43	様式第8	衛生検査所休止・廃止・再開届書	計画課
44	様式第9	衛生検査所の管理者等変更届	計画課
45	様式第10	衛生検査所の登録証明書書換え交付申請書	計画課
46	様式第11	衛生検査所の登録証明書再交付申請書	計画課
理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和40年厚生省令第47号)			
47	様式第1号	理学療法士(作業療法士)免許申請書	医事課
48	様式第4号	理学療法士(作業療法士)免許証再交付申請書	医事課
49	様式第5号	理学療法士(作業療法士)国家試験願書	医事課
50	様式第6号	理学療法士(作業療法士)国家試験科目免除申請書	医事課
視能訓練士法施行規則(昭和46年厚生省令第28号)			
51	様式第1号	視能訓練士免許申請書	医事課
52	様式第4号	視能訓練士免許証再交付申請書	医事課
53	様式第5号	視能訓練士国家試験願書	医事課
外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)			
54	様式第6号	臨床修練証明書	医事課
臨床工学技士法施行規則(昭和63年厚生省令第19号)			
55	様式第1号	臨床工学技士免許申請書	医事課
56	様式第5号	臨床工学技士免許証再交付申請書	医事課
57	様式第6号	臨床工学技士国家試験受験願書	医事課
義肢装具士法施行規則(昭和63年厚生省令第20号)			
58	様式第1号	義肢装具士免許申請書	医事課
59	様式第5号	義肢装具士免許証再交付申請書	医事課
60	様式第6号	義肢装具士国家試験受験願書	医事課
歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第46号)			
61	様式第1号	歯科衛生士免許申請書	歯科保健課
62	様式第2号	歯科衛生士名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書	歯科保健課
63	様式第3号	歯科衛生士名簿登録抹消申請書	歯科保健課
64	様式第4号	歯科衛生士免許証(免許証明書)再交付申請書	歯科保健課
65	様式第6号	歯科衛生士国家試験受験願書	歯科保健課
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第19号)			
66	様式第1号	あん摩マッサージ指圧師免許申請書	医事課
67	様式第1号の2	はり師免許申請書	医事課
68	様式第1号の3	きゅう師免許申請書	医事課
69	様式第2号	○師名簿訂正・免許証(免許証明証)書換え交付申請書	医事課
70	様式第3号	○師名簿登録削除申請書	医事課
71	様式第4号	○師免許証(免許証明書)再交付申請書	医事課
72	様式第5号	あん摩マッサージ指圧師(はり師、きゅう師)国家試験受験願書	医事課
柔道整復師法施行規則(平成2年厚生省令第20号)			
73	様式第1号	柔道整復師免許申請書	医事課
74	様式第2号	柔道整復師名簿訂正・免許証書換え交付申請書	医事課
75	様式第4号	柔道整復師免許証再交付申請書	医事課

項番	改正様式・書式	様式・書式名	担当課
76	様式第5号	柔道整復師国家試験受験願書	医事課
救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)			
77	様式第1号	救急救命士免許申請書	地域医療計画課
78	様式第3号	救急救命士名簿登録消除申請書	地域医療計画課
79	様式第4号	救急救命士免許証再交付申請書	地域医療計画課
80	様式第5号	救急救命士国家試験受験願書	地域医療計画課
言語聴覚士法施行規則(平成10年厚生省令第74号)			
81	様式第1号	言語聴覚士免許申請書	医事課
82	様式第2号	言語聴覚士名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書	医事課
83	様式第3号	言語聴覚士名簿登録消除申請書	医事課
84	様式第4号	言語聴覚士免許証(免許証明書)再交付申請書	医事課
85	様式第5号	言語聴覚士国家試験受験願書	医事課
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)			
86	様式第1号	臨床研修修了登録証申請書	医事課
87	様式第2号	臨床研修修了登録証書換交付申請書	医事課
88	様式第3号	臨床研修修了登録証再交付申請書	医事課
歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成17年厚生労働省令第103号)			
89	様式第1号	臨床研修修了登録証申請書	歯科保健課
90	様式第2号	臨床研修修了登録証書換交付申請書	歯科保健課
91	様式第3号	臨床研修修了登録証再交付申請書	歯科保健課
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)			
92	様式第1(第1面)	研究のための再生医療等提供計画の提出様式	研究開発振興課
93	様式第1の2(第1面)	治療のための再生医療等提供計画の提出様式	研究開発振興課
94	様式第2	再生医療等提供計画の変更(軽微な変更を除く。)の届書	研究開発振興課
95	様式第3	再生医療等提供計画の軽微な変更の届書	研究開発振興課
96	様式第4	再生医療等の提供中止の届書	研究開発振興課
97	様式第5(第1面)	再生医療等委員会の認定の申請書	研究開発振興課
98	様式第7	再生医療等委員会の認定事項の変更(軽微な変更を除く。)の申請書	研究開発振興課
99	様式第8	再生医療等委員会の認定事項の軽微な変更の届書	研究開発振興課
100	様式第9	再生医療等委員会の認定事項の変更(軽微な変更を除く。)の届書	研究開発振興課
101	様式第10	再生医療等委員会の認定証書の書換え交付の申請書	研究開発振興課
102	様式第11	再生医療等委員会の認定証の再交付の申請書	研究開発振興課
103	様式第12(第1面)	再生医療等委員会の認定事項の更新の申請書	研究開発振興課
104	様式第13	認定再生医療等委員会の廃止の届書	研究開発振興課
105	様式第14(表面)	特定細胞加工物の製造許可の申請書	研究開発振興課
106	様式第16	特定細胞加工物の製造許可事項の変更の届書	研究開発振興課
107	様式第17	特定細胞加工物の製造許可証等の書換え交付の申請書	研究開発振興課
108	様式第18	特定細胞加工物の製造許可証等の再交付の申請書	研究開発振興課
109	様式第19(表面)	特定細胞加工物の製造許可事項の更新の申請書	研究開発振興課
110	様式第20(表面)	特定細胞加工物の製造許可等の調査の申請書	研究開発振興課
111	様式第22(第1面)	特定細胞加工物の製造認定の申請書	研究開発振興課
112	様式第24(表面)	特定細胞加工物の製造認定事項の変更の届書	研究開発振興課
113	様式第25(第1面)	特定細胞加工物の製造認定事項の更新の申請書	研究開発振興課
114	様式第26(表面)	特定細胞加工物の製造認定等の調査の申請書	研究開発振興課
115	様式第27(表面)	特定細胞加工物の製造届書	研究開発振興課
116	様式第28	特定細胞加工物の製造届出事項の変更の届書	研究開発振興課

項番	改正様式・書式	様式・書式名	担当課
117	様式第29	特定細胞加工物の製造の廃止届書	研究開発振興課
臨床研究法施行規則(平成30年厚生労働省令第17号)			
118	様式第1	特定臨床研究の実施計画の提出様式	研究開発振興課
119	様式第2	特定臨床研究の実施計画の変更(軽微な変更を除く。)の届書	研究開発振興課
120	様式第3	特定臨床研究の実施計画の軽微な変更の届書	研究開発振興課
121	様式第4	特定臨床研究の中止の届書	研究開発振興課
122	様式第5(第1面)	臨床研究審査委員会の認定の申請書	研究開発振興課
123	様式第7	臨床研究審査委員会の認定事項の変更(軽微な変更を除く。)の申請書	研究開発振興課
124	様式第8	臨床研究審査委員会の認定事項の軽微な変更の届書	研究開発振興課
125	様式第9	臨床研究審査委員会の認定事項の変更の届書	研究開発振興課
126	様式第10	臨床研究審査委員会の認定証の書換え交付の申請書	研究開発振興課
127	様式第11	臨床研究審査委員会の認定証の再交付の申請書	研究開発振興課
128	様式第12(第1面)	臨床研究審査委員会の認定事項の更新の申請書	研究開発振興課
129	様式第13	認定臨床研究審査委員会の廃止の届書	研究開発振興課

【別添2】改正する医政局長通達一覧

項番	発出日	通達番号	通達名	改正様式名	担当課
1	S37.8.31	医発800	麻酔科標榜許可書の再交付及び書換交付について	全文改正	総務課
2	H10.5.19	健政発639号	医療法の一部を改正する法律の施行について	(様式例第11)〇〇病院の地域医療支援病院の業務報告について	総務課
3	H5.2.15	健政発第98号	医療法の一部を改正する法律の施行について	(様式第1)〇〇病院の特定機能病院の名称の承認について	総務課
				(様式第8)〇〇病院の紹介率及び逆紹介率の向上に関する年次計画について	
				(様式第8)〇〇病院の標榜する診療科の整備に関する計画について	
				(様式第8)〇〇病院の専門の医師の配置に関する計画について	
				(様式第8)〇〇病院の論文発表等の向上に関する計画について	
				(様式第8)〇〇病院の昨年度の業務報告において提出した年次計画の経過について	
				(様式第8)医療に係る安全管理のための体制整備に関する計画について	
				(様式第9)〇〇病院に関する変更について	
				(様式第10)〇〇病院の業務に関する報告について	
4	H19.3.30	医政発第0330010号	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について	(別添1)入院診療計画書	
				(別添2)退院療養計画書	
5	H20.10.10	医政発1010005号	法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第6条第4号及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について	(様式1-1)証明申請書	総務課
				(様式2-1)証明申請書	
6	H26.4.9	医政発0409第4号	検体測定室に関するガイドライン	全文改正	地域医療計画課
7	R2.1.16	医政発0116第3号	医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について(通知)	別紙 法第5条の2第1項の認定の申請等の手続きについて	地域医療計画課
8	H20.3.31	医政発第0331008号	社会医療法人の認定について	別添2-1 社会医療法人認定申請書	医療経営支援課
				別添2-2 決算届	
				別表1 医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類	
				別表2 医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類	
				別添3 社会医療法人の定款例	
				別添4 社会医療法人の寄付行為例	
				別添5 社会医療法人の認定について	
				別添6 社会医療法人の認定の取消について	
				添付書類(構造設備及び体制)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類1-1(救急医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類1-2(救急医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類1-3(精神科救急医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類2(災害医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-1(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-2(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-3(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-4(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類3-5(へき地医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類4(周産期医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	
				添付書類5(小児救急医療)医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類	

項番	発出日	通達番号	通達名	改正様式名	担当課
				添付書類6 公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号)に該当する旨を説明する書類(運営)	
				添付書類7 公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第6号)に該当する旨を説明する書類(事業)	
				別添7 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定申請書	
				別添8 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画	
				別添9 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定について	
				別添10 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書	
				別添11 救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備に係る支出確認書について	
				別添12 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の変更認定申請書	
				別添13 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定の取消しについて	
9	H28.3.15	医政発0315第1号	農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可等について	別添1 医療法人への組織変更に係る認可申請書 別添2 医療法人への組織変更に係る認可について 別添3 医療法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定申請書 別添4 社会医療法人の認定について	医療経営支援課
10	H29.2.17	医政発0217第16号	地域医療連携推進法人制度について	別添5-1(法人社員用) 表明・確約書 別添5-2(法人社員用) 表明・確約書 別添6(個人社員用・理事・監事用) 表明・確約書 別添7 地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可申請書 別添8 地域医療連携推進法人の代表理事の解職認可申請書	医療経営支援課
11	H29.3.31	医政発0331第49号	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領の一部改正について	様式1 あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設設置計画書 承諾書 臨床実習施設承諾書 様式2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設設定員変更計画書	医事課
12	H29.3.31	医政発0331第50号	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領の一部改正について	様式1 あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設設置計画書 承諾書 臨床実習施設承諾書 様式2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設設定員変更計画書	医事課
13	H29.3.31	医政発0331第51号	はり師及びきゆう師養成施設指導ガイドラインの一部改正について	様式1 はり師、きゆう師養成施設設置計画書 承諾書 臨床実習施設承諾書 様式2 はり師、きゆう師養成施設設定員変更計画書	医事課
14	H29.3.31	医政発0331第53号	あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定基準の改正について	別添 臨床実習施設承諾書 承諾書	医事課
15	H29.3.31	医政発0331第54号	あん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定基準の改正について	別添 臨床実習施設承諾書	医事課

【別添3】改正する医政局課室長通達一覧

項番	発出日	通達番号	通達名	改正様式名	担当課
1	H15. 10. 9	医政指発第1009001号	租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について	別添2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願 付表1 証明願記1及び2に係る添付書類 付表2 証明願記3に係る添付書類 付表3 証明願記4に係る添付書類 付表4 証明願記6に係る添付書類	医療経営支援課
				別添3 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願 付表1 証明を受けようとする医療施設に係る明細書 付表2 証明を受けようとする事実(2)イに係る添付書類 付表3 証明を受けようとする事実(2)ロ又はハに係る添付書類	
2	H19. 3. 30	医政指発第0330003号	医療法人における事業報告書等の様式について	様式1 事業報告書 様式2 財産目録 様式3-1 貸借対照表 様式3-2 貸借対照表 様式4-1 損益計算書 様式4-2 損益計算書 様式6 監事監査報告書	医療経営支援課
3	H29. 2. 17	医政支発0217第1号	地域医療連携推進法人の定款例について	別添 地域医療連携推進法人(一般社団法人)の定款例	医療経営支援課
4	H29. 2. 17	医政支発0217第3号	地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について	別添1 事業報告書 別添3 法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書 別添4 法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書 別添5 監事監査報告書	医療経営支援課
5	H29. 9. 29	医政支発0929第1号	持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について	別添様式1 附則様式第1(附則第56条第1項関係) 移行計画認定申請書 別添様式2 附則様式第2(附則第56条第2項関係) 移行計画 別添様式4 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類(医療法施行規則附則第57条の2関係) 別添様式5 附則様式第4(附則第58条第1項関係) 移行計画変更認定申請書 別添様式6 附則様式第5(附則第60条第1項から第3項まで関係) 実施状況報告書 別添様式7 附則様式第8(附則第60条第1項、第2項及び第5項関係) 運営の状況報告書 別添様式9 附則様式第7(附則第60条第4項関係) 出資持分の放棄申出書	医療経営支援課
6	H26. 10. 31	医政研発1031第1号(最終改正R2. 09. 17)	「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて	全様式改正	研究開発振興課
7	H30. 2. 28	医政経発0228第1号・医政研発0228第1号(最終改正R2. 08. 06)	臨床研究法施行規則の施行等について	別紙様式1 終了届書 別紙様式3 定期報告書	研究開発振興課

事務連絡
令和3年1月6日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

死亡診断書（死体検案書）の押印廃止に係る当面の取扱いについて

今般、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。）が令和2年12月25日に公布・施行されたところである。

（※）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条に規定する死亡診断書（死体検案書）、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第19条の2に規定する死亡診断書については、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続の見直しに伴い、整理省令により、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名（電子署名を含む。）によることとしたところであるが、今回の改正に伴う死亡診断書（死体検案書）に係る手続への影響を緩和しつつ、改正後の規定に基づく運用への円滑な移行を図る観点から、当面の間は、死亡診断書（死体検案書）に係る取扱いを下記のとおりとするので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏なきを期されたい。

記

整理省令においては、既に使用されている改正前の様式については改正後の様式によるものとみなし、既に配布されている改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるとする経過措置が設けられているところであり、当分の間は、改正前の様式により、署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）（※）が戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 86 条に規定する死亡の届出の際の添付書類等として遺族等から提出された場合については、当該死亡診断書（死体検案書）について、改正後の医師法施行規則第 20 条及び第四号書式又は改正後の歯科医師法施行規則第 19 条の 2 及び第四号書式に基づいて作成されたものとみなして差し支えないこと。

（※）署名に加えて押印がなされた死亡診断書（死体検案書）については、「署名がなされた死亡診断書（死体検案書）」に該当するため、「署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）」には該当しない。

なお、市区町村においては、署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）が提出された場合は、記名された医師又は歯科医師に連絡し、整理省令により死亡診断書（死体検案書）については記名押印ではなく必ず署名（電子署名を含む。）によることとなったことについて、その趣旨を説明の上、理解を得るよう努めること。

また、上記の取扱いにかかわらず、医師又は歯科医師においては、今後、死亡診断書（死体検案書）を作成する場合においては、整理省令による改正後の医師法施行規則第 20 条又は歯科医師法施行規則第 19 条の 2 に基づき、記名押印ではなく署名（電子署名を含む。）する必要があることに留意すること。

（添付内容）

【別添】整理省令による医師法施行規則・歯科医師法施行規則の改正（死亡診断書（死体検案書）関係部分抜粋）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号) (抜粋)

(医師法施行規則の一部改正)

第八条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、署名しなければならない。</p> <p>一 十三 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>一 十三 (略)</p>

第二号の二書式から第四号書式までを次のように改める。



死亡診断書 (死体検案書)

この死亡診断書 (死体検案書) は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名		1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和 年 月 日 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください)	午前・午後 時 分		
死亡したとき	令和 年 月 日			午前・午後 時 分			
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他					
	死亡したところの番地番号	番 地 番 号					
死亡の原因	I (ア)直接死因 (イ)(ア)の原因 (ウ)(イ)の原因 (エ)(ウ)の原因	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間		◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3ヵ月、5時間20分)		傷病名等は、日本語で書いてください。 I欄では、各傷病について発病の型(例：急性)、病因(例：病原体名)、部位(例：胃噴門部がん)、性状(例：病理組織型)等もできるだけ書いてください。	
		II 直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等					
		手術	1無 2有	部位及び主要所見	手術年月日		令和 平成 昭和 年 月 日
		解剖	1無 2有	主要所見			
死因の種類	1 病死及び自然死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 } 外因死 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死					「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。 「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。	
	外因死の追加事項	傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県 市 郡 区 町村			
◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください		手段及び状況				傷害がどういった状況で起こったかを具体的に書いてください。	
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1単胎 2多胎(子中第 子)		妊娠週数 満 週		妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。 母子健康手帳等を参考に書いてください。	
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	母の生年月日 昭和 平成 令和 年 月 日		前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)			
その他特に付言すべきことがら							
上記のとおり診断(検案)する			診断(検案)年月日 令和 年 月 日 本診断書(検案書)発行年月日 令和 年 月 日				
〔病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所〕			番 地 番 号				
(氏名) 医師							

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
I欄では、各傷病について発病の型(例：急性)、病因(例：病原体名)、部位(例：胃噴門部がん)、性状(例：病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。
産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

I欄及びII欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういった状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。